

○清算が終了した場合【社員総会議事録】

議案 清算終了の件

議長は、当法人の清算終了に至るまでの経過を詳細に報告し、別紙清算事務報告書を朗読し、その承認を求めたところ、全員異議なくこれを承認したので可決した。

ポイント

清算事務が終了した場合には、清算人は遅滞なく決算報告として清算事務報告書を作成し、社員総会においてその承認を受けなければなりません（一般法人240①③）。

定款に別段の定めがない限り、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数の議決が必要になります（一般法人49①）。

なお、公益社団法人の清算人は、清算が終了したときは、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければなりません（公益法人26③）。

ケース 総会中に質問があった場合

議案 清算終了の件

議長は、当法人の清算終了に至るまでの経過を詳細に報告し、別紙清算事務報告書を朗読したところ、社員より債権の回収について質問があったため、議長より説明した。社員からの質問が終了したのでその承認を求めたところ、全員異議なくこれを承認したので可決した。

第1 定時社員総会（評議員会）の決議

○通常の場合（事業報告及び収支決算）【社員総会（評議員会）議事録】

議案 第〇期（平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで）事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書承認の件

議長は、上記書類について概要を説明し、監事に監査報告を求めたところ、監事から監査報告書に記載したとおりで特段新たに指摘すべき事項はない旨報告があった。次いで、議長はその賛否を議場に諮ったところ、満場一致で異議なく可決した。

ポイント

医療法人は、各事業年度に係る事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、関係事業者との取引の状況に関する報告書その他厚生労働省令（医療規33）で定める書類（以下「事業報告書等」といいます。）を作成しなければなりません（医療51①）。

作成された事業報告書等は、監事の監査を受けた上（医療51④）、理事会の承認を受けなければなりません（医療51⑥）。

そして、社団たる医療法人では、社員総会において事業報告書等の承認を受ける必要があります（医療51の2①③）。また、財団たる医療法人では、評議員会の承認を受ける必要があります（医療51の2⑤）。

社団たる医療法人は、定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の過半数が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決することとなります（医療46の3の3②③）。財団たる医療法人では、総評議員の過半数が出席し、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決することとなります（医療46の4の4①②）。

事業報告書等の承認により、毎会計年度末日現在の資産の総額が確定することで、事業年度終了後3か月以内に資産の総額の変更の登記（平成28年4月1日以降に開始する事業年度に関する資産の総額の変更の登記について適用し、それより前の事業年度であれば会計年度終了後2か月以内となります（組登令改正法附則②）。）をすることとされています（組登令3③）。

また、会計年度終了後3か月以内に事業報告書等を都道府県知事に届け出ることとされています（医療52①）。

第7 役員等の責任

○役員等の責任免除についての定めを設定する場合【社員総会（評議員会）議事録】

議案 定款変更の件

議長は、定款第○条の○（役員等の責任免除等）を追加したい旨を詳細に説明のあと、承認の可否を議場に諮ったところ、満場一致で異議なく可決した。

記

（役員等の責任免除等）

第○条の○ この法人は、役員の医療法第47条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

ポイント

理事、監事又は評議員は、その任務を怠ったときは、法人に対し、生じた損害の賠償責任を負います（医療47①④）。

この損害賠償責任については、①総社員又は総評議員の同意による免除（医療47の2①において読み替えて準用される一般法人112）、②社員総会又は評議員会の決議による一部免除（医療47の2①において読み替えて準用される一般法人113）、③定款又は寄附行為の定めに基づく一部免除（医療47の2①において読み替えて準用される一般法人114）、④定款又は寄附行為の定めに基づく契約による非業務執行理事等の責任の制限（医療47の2①において読み替えて準用される一般法人115）をもって免除又は制限することができます。

③④の定めを設ける場合、社団たる医療法人は、定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の過半数が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決することとなります（医療46の3の3②③）。財団たる医療法人は、総評議員の過半数が出席し、出席した当該評議員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決することとなります（医療46の4の4①②）。

ケース 定款の定めに基づく責任限定契約の場合

議案 定款変更の件

議長は、定款第○条（責任限定契約）を追加したい旨を詳細に説明のあと、承認の可否を議場に諮ったところ、満場一致で異議なく可決した。

記

(責任限定契約)

第〇条 この法人は、非業務執行理事及び監事との間で、医療法第47条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、法令に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を、理事会の決議によって、締結することができる。

〔概 説〕

1 評議員会議事録

社会福祉法人の評議員会の議事については、社会福祉法施行規則2条の15で定めるところにより、議事録を作成しなければなりません（社福45の11①）。

議事録には、「評議員会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない評議員、理事、監事又は会計監査人が評議員会に出席した場合における当該出席の方法を含む。）」（社福規2の15③一）、「評議員会の議事の経過の要領及びその結果」（社福規2の15③二）、「評議員会に出席した評議員、理事、監事又は会計監査人の氏名又は名称」（社福規2の15③五）、「評議員会の議長が存するときは、議長の氏名」（社福規2の15③六）及び「議事録の作成に係る職務を行った者の氏名」（社福規2の15③七）等を記載する必要があります。

「評議員会の議事の経過の要領及びその結果」（社福規2の15③二）については、上記以外の事実、すなわち評議員会の名称、議決に加わることができる評議員の総数、出席した当該評議員の数、提出議案の内容及び提出者、審議及び報告の経過、議決の方法、議決経過等を具体的に記録したものであると解されます。

社会福祉法人は、評議員会の日から10年間評議員会議事録をその主たる事務所に備え置かなければならず（社福45の11②）、評議員及び債権者は、社会福祉法人の業務時間内は、いつでも、その閲覧又は謄写の請求をすることができます（社福45の11④一）。

第〇回定時評議員会議事録

日時 平成〇年〇月〇日（〇） 10：00～11：00

場所 当法人主たる事務所会議室

「評議員会が開催された日時及び場所」を記載します（社福規2の15③一）。

TV会議システム、電話会議システムの利用により、複数会場において評議員会を開催したときは、当該場所に存しない評議員、理事、監事又は会計監査人が評議員会に出席した方法等を明記する必要があります。

評議員の総数

7名

議決に加わることができる評議員の総数	7名
出席した当該評議員の数	7名

「評議員会の議事の経過の要領及びその結果」(社福規2の15③二)の一部として、議決に加わることができる評議員の総数及び出席した当該評議員の数を記載します。当該評議員会のすべての議案の決議に必要な法令及び定款上の定足数を充足していることを確認するためです。

評議員会に出席した評議員

評議員 ○○○○、同 ○○○○、同 ○○○○、同 ○○○○、同 ○○○○、
同 ○○○○、同 ○○○○

評議員会に出席した理事及び監事

理事 ○○○○、同 ○○○○、同 ○○○○、監事 ○○○○

議長 評議員 ○○○○

議事録の作成に係る職務を行った者 理事 ○○○○

「評議員会に出席した評議員、理事、監事又は会計監査人の氏名又は名称」(社福規2の15③五)、「評議員会の議長が存するときは、議長の氏名」(社福規2の15③六)及び「議事録の作成に係る職務を行った者の氏名」(社福規2の15③七)等を記載する必要があります。点在していても判ずればよい(どこかに記載があればよい)のですが、記載漏れを防ぐ意味では、一括して記載するのが簡明です。

定刻、評議員○○○○が選ばれて議長席につき、開会を宣して議事に入った。

議長は、本日の出席評議員数が上記のとおりである旨を報告し、本評議員会のすべての議案の決議に必要な法令及び定款上の定足数を充足している旨を報告した。

「評議員会の議事の経過の要領及びその結果」(社福規2の15③二)の一部として記載します。

報告事項

第○期(平成○年4月1日から平成△年3月31日まで)事業報告の内容報告の件

議長は、社会福祉法第45条の30第3項の定めるところにより、事業報告の内容を報告したい旨を述べ、別添の事業報告の概要について説明を行った。なお、本件は特に異議等もなく了承された。

理事は、社会福祉法45条の30第1項の規定により定時評議員会に提出され、又は提供された事業報告の内容を定時評議員会に報告しなければなりません（社福45の30③）。

決議事項

第1号議案 第〇期（平成〇年4月1日から平成△年3月31日まで）計算書類の承認の件

議長は、貸借対照表及び収支計算書につき、別添招集通知添付書類に従って説明し、また監事の監査の結果は別添監査報告書謄本記載のとおりである旨を述べて、審議を求めた。慎重審議の後、議長は、本議案の賛否を議場に諮り、評議員会は、異議なく原案どおりこれを承認した。

社会福祉法人は、毎会計年度終了後3か月以内に、貸借対照表、収支計算書及び事業報告を作成（社福45の27②）し、監事の監査（社福45の28①）を経てから、理事会の承認を受けなければなりません（社福45の28③）。また、理事は、理事会の承認を受けた貸借対照表及び収支計算書を定時評議員会に提出し、又は提供しなければならず（社福45の30①）、定時評議員会の承認を受けなければなりません（社福45の30②）。

第2号議案 定款一部変更の件

議長は、本議案を上程し、別紙のと通りの定款の一部変更を行いたい旨説明、審議を求めた。慎重審議の後、議長は、本議案の賛否を議場に諮り、評議員会は、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数の賛成をもって原案どおりこれを承認可決した。

社会福祉法人が定款を変更するには、評議員会の決議によらなければなりません（社福45の36①）。また、定款の変更は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じないものとされています（社福45の36②）が、「事務所の所在地」（社福31①四）、「資産に関する事項（基本財産の増加に限る。）」（社福31①九）及び「公告の方法」（社福31①十五）に関する定款の定めの変更については、この限りでない（社福45の36②かっこ書、社福規4）とされています。

第2 定款の変更

○名称変更の場合【評議員会議事録】

議案 定款変更（名称の変更）の件

議長は、定款第〇条（名称）を次のとおり変更したい旨を議場に諮ったところ、全員異議なくこれを承認可決した。

記

（名称）

第〇条 この法人は、社会福祉法人〇〇と称する。

ポイント

名称に関する規定は、定款の必要的記載事項です（社福31①二）。社会福祉法人の文字を使用することは義務付けられていませんが、社会福祉法人以外の者は、その名称中に社会福祉法人又はこれに紛らわしい文字を用いてはなりません（社福23）。

名称の登記は、その名称が他人の既に登記した名称と同一であり、かつ、その事務所の所在場所が当該他人の名称の登記に係る事務所の所在場所と同一であるときは、することができません（組登令25、商登法27）。ただし、社会福祉法人の場合には、同一都道府県内では同一名称が認められていないことがあるので、留意が必要です。

定款の変更は、評議員会の決議による必要があります（社福45の36①）。この決議は、議決に加わることができる評議員の3分の2（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上に当たる多数をもって行わなければなりません（社福45の9⑦三、平28・11・11雇児発1111第1号・社援発1111第4号・老発1111第2号別紙2 13②(2)・同（備考））。

名称の変更については、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じません（社福45の36②）。

ケース 名称変更期限を付して記載する場合

議案 定款変更（名称の変更）の件

議長は、定款第〇条（名称）を平成〇年〇月〇日より、次のとおり変更したい旨を議場に諮ったところ、全員異議なくこれを承認可決した。

記

（名称）

第〇条 この法人は、社会福祉法人〇〇と称する。

第4 役員の変更

○理事変更の場合【評議員会議事録】

議案 理事の選任に関する件

議長は、当法人の理事が定款の規定により本定時評議員会の終結の時をもって任期満了退任することになるので、新たに理事の選任を行いたい旨を詳細に説明のあと承認の可否を議場に諮ったところ、満場一致をもって次の者を理事に選任した。

記

理事 ○○○○ 理事 ○○○○ 理事 ○○○○

理事 ○○○○ 理事 ○○○○ 理事 ○○○○

なお、被選任者は、席上にて即時就任を承諾した。

ポイント

理事には、一定の欠格事由が定められており（社福44①・40①）、評議員又は監事を兼ねることはできません（社福40②・44②）。一方で、理事のうちには、①社会福祉事業の経営に関する識見を有する者、②社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者、③社会福祉法人が施設を設置している場合にあっては、施設の管理者が含まれる必要があります（社福44④）。

また、社会福祉法人は、各理事について、その配偶者若しくは三親等以内の親族その他各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が3人を超えて含まれ、又は当該理事並びにその配偶者及び三親等以内の親族その他各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が理事の総数の3分の1を超えて含まれてはなりません（社福44⑥、社福規2の10）。

上記の要件を充たした上で、社会福祉法人には、役員として理事6人以上を置かなければならないとされています（社福44③）。ただし、当該6人以上とする規定は、改正法施行日（平成29年4月1日）以降最初に招集される定時評議員会の終結の時から適用されます（社福改正法附則12）。

理事は、評議員会の決議によって選任されます（社福43①）。

評議員会の決議に関して、原則として、議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、その過半数の議決が必要です（社福45の9⑥）。

理事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとされ、定款によって、これを短縮することができます（社福45）。